



第 2 5 号

昭和37年 8 月 20 日印刷  
昭和37年 8 月 25 日発行

発行所  
宇都宮市旭町1-3.427  
宇都宮商工会議所  
電話(☎)2,622 3,072番  
2,905

編集者兼  
発行所 藤生善之助  
印刷者 秋場栄吉  
宇都宮市旭町2丁目  
印刷所 三共印刷株式会社  
電話(☎)4,006・6,481番

日本商工会議所

## 新内閣の経済政策に要望

業種別 弾力的配慮加えよ

### 景気調整下の金融政策

日本商工会議所では、第89回常議員会を7月18日午後一時から四時迄日商会員談話室で開き、新内閣の経済政策に要望を満場一致決議した。その内容つぎのとおり。

#### 新内閣の経済政策に対する要望

昨年以來わが国経済の推移は国民所得倍増計画を安定成長の線にそって実現して行くことはなほ容易でないことを痛感せしめた。

景気調整政策の効果は、ようやく現われつつあるが、経済変動の実態に即応してその適切な運用を図り、景気に激しい波動の生ずることを防ぐ措置を講ずるとともに、速やかに国際収支の均衡を図ることが当面の急務である。さらに、E.E.Cの発展を中心とする世界経済の画期的変貌ならびに米国のドル防衛に伴う諸政策が種々の影響をかもしつつあるとき、わが国が自由化の実施にあえて踏み切ることが苛烈な国際競争にさらされることを覚悟しつつも、世界経済の繁栄に寄与し、ひいてわが国の繁栄を招来せんとする決意を表明する上にも重大な意義があるが、同時にこの際、世界経済における日本産業の地歩を確保拡大するため国際競争力の増強はさきわめて緊切な要請であって、政府民間とも、思い切った施策と努力を集中せねばならぬ事態にあることを強く認識すべきである。新内閣においては、以上の情勢にかんがみ、左記重点事項の実現について強力な施策を行なわんことを要望する次第である。なお、政府の政策の決定実施に当っては安易な、政治的解決に陥ることなく、筋をふまえ一貫した路線にしたがって勇断、事に処する態度を堅持せられんことをとくに切望する。

記

#### 1. 景気調整と金融政策

(1) 景気調整策の浸透に伴い、企業設備投資意欲はようやく鎮静化しつつあるが、反面産業界には不況の様

相が深まりつつあるので、当面の金融措置については景気調整の基調を堅持しつつも、産業界の実情に十分な配慮を払い、業種別、規模別に適時適切に弾力的な配慮を加えること。

(2) 財政収支の季節変動を調整し、金融市場の安定化を図るため、国庫余裕金の市中預託の実施を行なうこと  
(3) 金融政策の機動的運用を容易ならしめ、金融事情に即応した金利の上下を適時に行ないうるよう所要の措置を講ずること。

(4) 資本蓄積を促進するため貯蓄増強策を強化するとともに、資本市場の育成強化を図ること。なお、外資導入を促進するため外貨送金制限を緩和すること。

#### 2. 貿易自由化対策

(1) 貿易自由化に対処し、国際収支の均衡を保持するためには、輸出の増強がとくに緊要であるので、あらゆる施策を輸出振興に集中しうるようこの際「貿易振興基本法」を制定すること。あわせて、国産品普及向上事業を強化すること。

(2) 国の外交は超党派的に推進することとし、とくに経済外交をさらに強力に展開するとともに、在外公館における経済担当官の増強および領事館の増設を図ること。

(3) 国際競争に適応する企業の生産規模拡大を図るため企業の合併、提携等を促進しうるよう独禁法適用の改善を図るとともに、金融・税制上の促進措置を講ずること。

(4) 貿易外収支の改善を図るため、海運企業の基盤強化に必要な諸施策を速やかに実施するとともに、国際観光振興施策を積極化すること。

(5) 国際競争力強化の基盤である道路・港湾・用水等の産業関連施設を早急に整備強化すること。

(6) 欧米諸国に比しなお低位にある科学技術の振興について、この際画期的な施策を講ずることとし、たとえば四面環海のがわが国のような場合は、海洋資源開発に關する国立試験研究機関を創設する等のこときことを考慮すること。なお、あわせて産業教育の画期的な振興を図ること。

(7) 中小企業基本法の制定に當つては、その目的達成に必要な関連法案を同時に制定すること。

昭和37年度

簿記会計懸賞論文の募集

簿記会計の懸賞論文を日商と当所で募集しています。論文のテーマは▽正規の簿記会計の原則▽後入先出法▽総合償却▽伝票式会計制度▽固定費と変動費▽直接原価計算▽利益計画と予算統制▽原価差額の処理▽資金分析▽改正商法会計規定▽監査報告書などについて。原稿は四〇〇字詰原稿用紙二十五枚以内。別に二枚以内の論文概要の添付が必要です。締切は来る十一月三十日。原稿送り先は東京都千代田区丸の内三〜四日本商工会議所または当所あて。封筒の表に「簿記会計応募論文」と明記すること。応募原稿には住所、氏名、年令、生年月日、職業を別紙に書いて添えること。発表は三十八年四月中(会議所ニュース紙上)。

一等一人に三万円、二等二人に二万円、三等三人に一万円とそれぞれ賞金と賞状。佳作五人に記念品を贈呈します。

NHK教育

簿記テレビ放送のお知らせ

- 1、放送日時 8月2日〜11月29日まで  
毎週火・木の2日間〜35回  
午後9時〜9時30分
- 2、内容 この講座では広く複式簿記の基礎から、また現に実務にたずさわっている方には、実際のな問題を豊富な実例を基にしてわかり易く解説します。
- 3、講師 日商簿記検定専門委員  
早大教授 染谷 恭次 郎氏  
なお、講座テキスト(B5判48頁)  
37円50銭送料共(一般定価50円)  
当所に於て輪旋いたします。

県民運動!!

「不良出版物から青少年を守る運動」

1、趣旨 次の世代をになう青少年を健全に育成するためには何よりも環境がよくなければならぬ。特に心身の発育途上にある青少年に有害のおそ

御進物に  
御旅行に

**扇雀館**

菓子問屋

**(安) 安久都商店**

株式会社  
株会

宇都宮市上河原町557  
Tel (2) 4701. 5309. 7546

れある出版物は家庭及び社会から追放されなければならぬ。  
実施期間 昭和37年7月20日から昭和38年3月31日まで  
強調期間 昭和37年8月1日から昭和38年9月30日まで

- 2、期日 実施期間 昭和37年7月20日から昭和38年3月31日まで  
強調期間 昭和37年8月1日から昭和38年9月30日まで
  - 3、主唱 栃木県を始め以下県内33強力関係機関を主唱団体として全県的な長期運動とする。  
4、スローガン わるい本はみんなで追放しよう。  
よい本を青少年に与えよう。
  - 5、運動の内容 (1)家庭・学校・職場・社会は青少年がよい出版物を眺みうるようにつとめること。  
(2)青少年に対し有害な出版物は青少年の目にふれないようにするとともに、読ませないようにすること。
  - 6、運動推進の方法  
(1)関係機関・団体は組織の機関をフルに活用して、この運動の趣旨の徹底をはかる。  
(2)家庭においては青少年によい本を与えるよう努め、その所持する出版物に注意をはらうこと。  
(3)学校・会社・工場・商店・事業所等総てがこの運動に協力し不良本を徹底的に追放すること。  
(4)母と子の20分読書運動を推進すること。(以下略)
- 新規学校卒業生採用について  
安定所よりのお知らせ!
- (一)、ただいま宇都宮公共職業安定所では、来春卒業者の求人申込みを受け付けております。早期に紹介体制を確立し準備する都合もありますので、できるだけ早目にお申込み下さい。なお、需給調整の関係から、求人をお申込みに分けて受け付けております。

3倍の強さを履く!

特殊合成底紳士靴・革靴の決定版

バンブーシューズ

阪東調帯ゴム株式会社

代理店

株式会社 鈴木商店

字都宮市上河原町568 T (2) 4982 7762

第1期8月末日、第2期9月末日、第3期10月末日、第4期11月末日

(一)、新卒者を迎えるためによい環境をつくってください。経験のすくない学卒者を迎えるにあたって、楽しく、明るく、働けるように給与・休日・就業時間・及び社会保険への加入など、労働条件の向上をはかってください。(二)、適正な求人数をお申込みください。事業所の内容等を十分検討して受付けますから、水増し求人は絶対にさけて必ず適正な求人数をお願い致します。(三)、選考開始の時期は次のとおりですから、この期日を守ってください。

中学校 1月1日以降。高等学校 11月1日以降 (四)、若年層の労働力は、需要数に對したいへん不足しますので、学卒むけ求人のうち、中高年者にもむく、求人はできるだけ中高年者を採用して下さい。

日商だより

第89回常議員会開催

- 一、日時 昭和37年7月18日(水)14時~16時
二、場所 日商会員談話室
三、当所より藤生専務理事出席
四、報告事項
(1) 昭和37年5・6月業務概要報告
(2) 第14・15回全国商工会議所職員研修会に関する件
(3) 昭和37年度経営指導員研修会に関する件
(4) 昭和37年度小規模事業者のための経済および経営に関する講演会の件
(5) 昭和38年度小規模事業指導費補助金予算に対する要望の件

- (6) 商業対策特別委員会よりの報告
(7) 経済政策委員会よりの報告
(8) 観光委員会よりの報告
(9) 全国商工会議所業務概況統計(昭和37年2・3月)
(10) その他

五、協議事項

- (1) 新入会員承認の件(奈良県、大和高田商工会議所)
(2) 会費減免に関する件(森、紋別商工会議所)
(3) 日本商工会議所就業規則一部改正の件
(4) 新内閣の経済政策に関する件
(5) 企業の調整施策(協同組合、購買会の行う供給、共済事業)に関する要望の件(北海道商工会議所連合会提案)
(6) 農協対策に関する件(飯田商工会議所提案)
(7) 金属鉱業の整備縮小閉鎖等に関する件(茨城県・栃木県商工会議所連合会提案)
(8) 中小企業工場集団化補助基準拡大について要望の件(中国地方商工会議所連合会提案)
(9) 次会常議員会開催日の件
(10) その他

栃木県陸運事務所より

自動車を使用する市民の皆様へ。

道路運送車輛法等の一部を改正する法律、自動車損害賠償法一部改正により、昭和38年1月1日から自動車検査標章を、自動車の前面ガラスに貼布しなければ運行することができなくなりました。新しく定められた、自動車検査標章は自動車検査証の有効期間満了の月を表示するもので、無検査、無保険自動車の運行を防止する目的のもとに生れたものです。この検査標章の交付は、昭和37年8月1日から本年中に全自動車(軽自動車を除く)に交付いたします。交付する場所は栃木県陸運事務所(宇都宮市尾上町交通会館内)交付を受けようとするときは、自動車検査証及び自動車検査証の有効期間をカバーする保険期間を有する自動車損害賠償責任保険証明書の呈示が必要です。この場合現車の呈示の必要はありません。

但し、交付を受けようとする自動車で自動車検査証の有効期間満了の日が、昭和37年8月1日から昭和37年12月31日までのものについては、継続検査の際に交付いたします。

不当景品類及び不当表示

防止法

8月より施行さる

さきの通常国会で中小企業者に最も関係の深い標記の法律が成立しましたので簡単に法の要旨を説明してみます。売り出し賞金の規制・誇大宣伝防止、この法律は最近と

みに発展した販売技術等によって商品の品質価格などより先づ宣伝広告と誇大虚偽の宣伝が先に立って消費者の射倖心をおおるなど、行過ぎた取引と販売行為を抑制しようとするもので、取引はあくまでも公正であつて競争は品質と価格がすべてであり、また販売は消費者の自由な選定によるべきものとして、消費者を保護、業者の過当競争を防止しようと公正取引委員会が中心となつて立法化したもので五月十五日公布八月十五日施行となつたものである。

#### 景品類の制限及び禁止については

第三条 公正取引委員会は不当な顧客の誘引を防止するため必要があると認めるときは、景品類の最高額、若しくは提供の方法その他景品類の提供に関する事項を制限し又は景品類提供を禁止することができる。

#### 不当な表示の禁止については

第四条 事業者は自己の供給する商品又は役務の取引について次の各号に掲げる表示をしてはならない。

一、商品又は役務の品質、規格その他の内容について、実際のもの又は当該事業者と競争関係にある他の事業者に係るものより著しく優良であると一般消費者に誤認されるため不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示

二、商品又は役務の価格その他取引条件について実際のもの、又は当該事業者と競争関係にある他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるため、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示。  
つまり誇大、虚偽の宣伝、広告及び表示は出来ないと  
言うことである。

この具体的な内容や景品類及びその額、広告表示などは公正取引委員会が指定することになっている。

この法律は昭和三十七年五月十五日法律第百三十四号をもって公布され、全文第一條ノ第十一條からなつておりま

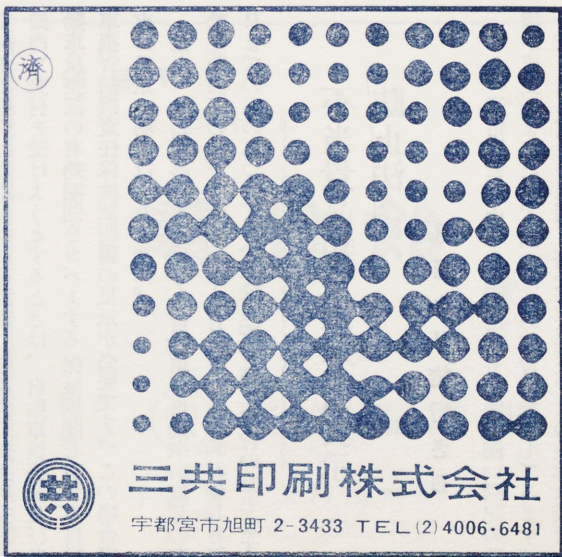
## 下請代金支払遅延防止法 改正について

下請業者の保護育成を図るため、第四〇回国会において下請代金支払遅延防止法の一部を改正する法律が成立し、去る五月十五日公布、六月十四日から施行されました。

改正法によると、代金の支払日を納品から60日以内と定めておけるほか、下請業者に対する報復措置、購入制限、不当買入叩きを規制するなどきびしい内容です。遅延利息は納品から60日を過ぎても代金が支払われない場合に親事業者に対し、支払い請求が出来ることになりました。遅延利息は日歩4銭。

改正法の主な内容は次の通りです。

(1) 下請代金の支払期日は親事業者が下請業者から物品を受



三共印刷株式会社  
 宇都宮市旭町 2-3433 TEL (2) 4006-6481

領した日から起算して、60日以内にできるだけ短い期間内に定めること。

(2) 下請代金の支払期日が定められなかったとき、また前項の規定に違反して下請代金の支払期日が定められた時は親事業者が下請業者の給付を受けた日から起算して、60日を経過した日の前日が下請代金の支払期日と定められるものと見なす。

(3) 親事業者は下請代金の支払期日までに下請代金を支払わなかったときは、下請業者に対し、下請業者の給付を受領した日から起算して60日を経過した日から支払をする日までの期間について、その日数に応じ未払金額に公正取引委員会規則で定める率を乗じて得た金額を遅延利息として支払わなければならない。

(4) 親事業者は、下請業者に対し製造委託または修理委託をした場合は次の各号に掲げる行為をしてはならない。  
イ、下請業者の給付の内容と同種または類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定めること。  
ロ、下請業者の給付内容を均質にし、またはその改善を図る為必要がある場合、その他正当な理由がある場合を除き、自己の指定する物を強制して購入させること。

ハ、親事業者が第一号（下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付の受領を拒むこと）若しくは第二号（下請代金をその支払期日経過後なお支払わないこと）に掲げる行為をしている場合、または第三号（下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減ずること）から前号までに掲げる行為をした場合に下請事業者が公正取引委員会または中小企業庁に対し、その事業を知らせたことを理由として、取引の数量を減し、取引を停止し、その他不利益な取扱をすること。

### 宇都宮手形交換高 (単位千円)

年 月	手形枚数	金 額
三十七年五月	三五、二六九	八、四六四、七一七
六月	四一、七四二	九、八四〇、五九四
七月	三七、一九一	一〇、〇八〇、九〇七

### 不渡手形

年 月	手形枚数	金 額
三十七年五月	五〇八	三一、五一四
六月	五一五	三三、一四二
七月	四八三	三二、二九〇

### 宇都宮銀行会(八行加盟)預金貸付高

年 月	預 金	貸 付
三十七年五月	二九、五五七、八九四	一八、一三六、五五五
六月	三一、二五八、三八一	一八、五三四、五七七
七月	三一、八三八、四九七	一九、二三四、二九二

### 宇都宮中小商工業施設改善資金 融資状況

年 月	摘要	件数	金 額
三十七年五月	承申込分	一一二	三、四、八五〇
六月	承申込分	一八一	二、四、九五〇
七月	承申込分	九九	二、三、八六〇

### 宇都宮市中小企業互助会運転資金 状況

年 月	摘要	件数	金 額
三十七年五月	承申込分	二二四	四、四、八三〇
六月	承申込分	三三七	六、七、二四〇
七月	承申込分	二二二	四、六、五二〇

### 昭和36年度収支決算書

(昭和36年4月1日  
昭和37年3月31日  
まで)

### 宇 都 宮 商 工 会 議 所

### 収 入 の 部

(単位=円)

款 項	本年度額	本年度額	繰上不足	備 考
1. 会 費	4,200,000	4,282,850	82,850	
1. 会 費	4,168,500	4,251,350	82,850	法人 2,599口 3,638,850円 個人 875口 612,500円
2. 過年度会費	31,500	31,500	0	
2. 交 付 金	1,000,000	1,000,000	0	宇都宮市補助金
3. 事 業 収 入	4,000,000	3,157,604	842,396	採算能力、簿記、カイボスト、事務職員、計算尺技能等の検定試験料並に事務職員、店員(通信講座)受講料収入分 見本市、各種展示会並に各種催物収入 会議所ニュース、商工名鑑広告料、その他
1. 商工業普及事業収入	900,000	839,192	60,808	
2. 商工業振興事業収入 3. 収 入 の 他 の 事 業 収 入	1,800,000 1,300,000	1,842,962 475,450	42,962 824,550	
4. 手数料、使用料	1,200,000	1,223,900	23,900	各種証明、鑑定手数料、会議所貸室使用料
5. 寄 付 金	1,200,000	1,223,900	23,900	
1. 寄 付 金	30,000	18,000	12,000	事業に対する寄付金

6 雑 収 入	1. 予 金 利 子	358,486	344,704	△ 13,782	予 金 利 子
	2. 雑 入	20,000	24,412	4,412	そ の 他 雑 入
7 繰 越 金	1. 繰 越 金	215,514	215,514	0	前 年 度 繰 越 金
合 計		11,004,000	10,242,572	△ 761,428	

支 出 の 部

款 項	本年 度 額	本年 度 額	過 不足	備 考	
	本 算 額	決 算 額	△ 印 減		
1. 給 与 費	1. 給 料	1,730,000	1,598,241	△ 131,759	役 職 員 給 料
	2. 諸 給	1,300,000	1,243,200	△ 56,800	手 当 及 び 雑 給 (残 業 手 当、そ の 他 雑 給)
	3. 賞 与	100,000	82,041	△ 17,959	役 職 員 賞 与
	4. 報 酬	300,000	273,000	△ 27,000	委 員 囑 託 報 酬
		30,000	0	△ 30,000	
2. 旅 費	150,000	119,370	△ 30,630	役 職 員 旅 費	
	150,000	119,370	△ 30,630		
3. 家 屋 費	1. 借 地 料	564,120	560,898	△ 3,222	宇 都 宮 市 役 所 納 付
	2. 管 理 費	27,000	26,388	△ 612	家 屋 並 に 室 内 修 理
	3. 保 險 料	420,970	408,505	△ 12,465	光 熱 費、水 道 料
	4. 保 險 料	100,000	110,915	10,915	火 災 保 險 料 (建 物、什 器 備 品)
	16,150	15,090	△ 1,060		
4. 事 務 局 費	1. 通 信 運 搬 費	400,000	344,485	△ 55,515	電 話 料、郵 便 料、そ の 他 運 搬 費
	2. 消 耗 品 費	120,000	137,702	17,702	諸 用 紙、文 房 具 類
	3. 図 書 費	100,000	88,792	△ 11,208	官 公 報、新 聞、そ の 他 図 書 費
	4. 印 刷 費	50,000	36,550	△ 13,450	諸 印 刷 費
	5. 什 器 費	50,000	50,936	936	
	6. そ の 他 諸 費	50,000	30,505	△ 19,495	備 品 購 入 及 び 修 繕 費
	30,000	0	△ 30,000		
5. 会 議 費	1. 会 議 費	200,000	193,972	△ 6,028	議 員 総 会 費、役 員 会 費、部 会 費、そ の 他
		200,000	193,972	△ 6,028	
6. 一 般 事 業 費	1. 特 別 会 計 繰 入 金	5,200,000	4,256,326	△ 943,674	
	2. 普 及 研 究 費	900,000	883,537	△ 16,463	珠 算、簿 記、タ イ ー ス ト、事 務 職 員、計 算 尺
	3. 調 査 研 究 費	2,400,000	2,401,062	1,062	技 能 検 定 試 験 諸 費、事 務 職 員、店 員 運 信 講 座
	4. 講 習 会、講 習 会 費	70,000	72,890	2,890	(諸 費 並 に 各 種 租 物 支 出)
	5. 販 路 拡 張 費	50,000	24,345	△ 25,655	講 習 会、講 習 会、そ の 他
	300,000	337,213	37,213	販 路 拡 張 費	

	6. 観光宣伝費 7. その他事業費	50,000 1,430,000	52,486 484,793	2,486 945,207	観光宣伝、商取引幹旋費 【会報「エヌ」発行、刊行物の配布、商工名 鑑作成、商業活動調整諸費
7. 交際費	1. 交際費	170,000 170,000	165,710 165,710	4,290 4,290	慶弔、接待費
8. 公課分担金	1. 公課分担金	500,000 5,000 495,000	408,222 3,600 404,622	91,778 1,400 90,378	諸税 日商、関東ゾロックス、具連合会分担金
9. 厚生費	1. 福利厚生費	250,000 250,000	238,874 238,874	11,126 11,126	役員員社会保険料、その他厚生費
10. 退職給与積立金 等持別人 計金	退職給与積立金 1. 特別会計繰入金 70周年記念事業 2. 費等積立金 特別会計繰入金 3. 基金積立金 特別会計繰入金	1,300,000 200,000 200,000 900,000	1,300,000 200,000 200,000 900,000	0 0 0 0	役員員退職給与積立金
11. 法定台帳関係金	1. 法定台帳関係金 1. 箱	200,000 200,000	201,500 201,500	1,500 1,500	不足額1,500円 雑費より流用 法定台帳管理費補填金
12. 雑費	1. 雑費	70,000 70,000	66,835 66,835	3,165 3,165	第11款法定台帳関係補填金に流用額1,500円
13. 子備費	1. 子備費	269,880 269,880	269,880 269,880	0 0	弁護士謝礼、その他
合	計	11,004,000	9,724,313	1,279,687	
収入決算額	支出決算額	10,242,572	9,724,313	518,259	剰余金 (次年度に繰越)

昭和36年度 宇都宮商工会議所 収支決算書  
中小企業相談所

(特別会計計)

(昭和36年4月1日  
昭和37年3月31日  
より)

収入の部

科目	本年度 予算額	本年度 決算額	過不足 額	備考
1. 県補助金	2,868,400	2,868,400	0	普及員人件費 1,634,720円
県補助金	2,868,400	2,868,400	0	補助員人件費 95,960円

(単位=円)

						旅 門指 導員 謝金 80,000円 593,620円 講 習会 開催 費 244,100円 軽 二輪 自動 車購 入費 40,000円 経 營カ ルテ 作成 費 20,000円 160,000円 事 務
2.市補助金	300,000	300,000		0		宇都宮市補助金
3.自己負担金	900,000	883,537	△	16,463		会議所負担分
4.手数料	69,000	24,800	△	44,200		講習会聴講料
5.雑収入	3,300	12,630		9,330		預金利子
6.繰越金	0	0		0		
合計	4,140,700	4,089,367	△	51,333		

支出の部

科 目	本 年 算 額	本 決 算 額	過 △	不 足 △	備	考
1.俸給等 経営改善普及 員俸給 俸 諸 手 当 特別 手当 その他 の職 員等 俸給 手当 諸 手 当 特別 手当	1,956,219 1,768,800 1,384,000 84,800 300,000 187,419 157,000 3,919 26,500	1,954,108 1,766,689 1,384,000 82,689 300,000 187,419 157,000 3,919 26,500	△ △ △ △ △ △ △ △ △	2,111 2,111 0 2,111 0 0 0 0 0		経営改善普及員人件費
2.旅 費 講習 費 及び 旅費 その他 職員 旅費	184,000 160,000 24,000	152,420 152,420 0	△ △ △	31,580 7,580 24,000		
3.事 業 費 専門 指導 員謝 金 講習 会講 習費 会場 借上 費 資料 費	1,100,000 650,000 270,000 90,000 180,000	1,039,641 606,500 268,590 87,250 181,340	△ △ △ △ △	60,359 43,500 1,410 2,750 1,340		講師、専門指導員謝金、消耗品費～43,500円流用 会議所外、資料費～1,340円 経営カルテ作成費～1,344円流用 講習会テキスト



諸 費 子 成 ル 作 の 他 事 業 費	100,000 20,000 60,000	84,762 21,344 58,445	△ △ △	15,238 1,344 1,555	講師旅費その他、備品費～15,238円流用 商店街工場視察バス代、備品費～1,555円流用
4.所 費	582,000	638,928	56,928		
備 品 費	200,000	217,505	17,505		モーターバイク、タイプライター他
消 耗 品 費	60,000	110,319	50,319		諸用紙、文具代
図 書 費	30,000	26,700	△	3,300	企業診断ハンドブック外39冊
印 刷 製 本 費	100,000	42,087	△	57,913	業務案内その他、通信運搬費～57,913円流用
通 信 運 送 費	100,000	161,466		61,466	郵便、電話料
燃 料 費	60,000	68,226		8,226	ガソリン、石炭、電気料
公 課	2,000	500	△	1,500	モーターバイク税、備品費～712円流用
そ の 他 諸 費	30,000	12,125	△	17,875	器具修理費、燃料費～117円 雑費～10,168円流用
5.会 議 費	60,000	56,173	△	3,827	講習会、審査会等の茶菓子代 雑費～3,827円流用
6.福 利 厚 生 費	110,000 110,000	104,102 104,102	△ △	5,898 5,898	社会保険料
7.退 職 給 与 積 立 金	100,000 100,000	100,000 100,000		0	昭和36年度分
8.雑 費	30,000 30,000	43,995 43,995		13,995 13,995	衛生費その他
9.予 備 費	18,481 18,481	0 0	△ △	18,481 18,481	消耗品費～6,819円、通信費～3,553円 燃料費～8,109円流用
合 計	4,140,700	4,089,367	△	51,333	

昭和36年度に於ける商工業者法定台帳の作成  
管理及び運用に直接必要な経費の明細書

昭和36年度特別会計収支決算書

(昭和36年4月1日より  
昭和37年3月31日まで)

(単位=円)

款	項	本年度額 予算額	本年度額 決算額	過 入 不足	備 考
1.本 年 度 員 担 金	1.本 年 度 員 担 金	580,000	597,000	17,000	
		580,000	597,000	17,000	特定商工業者1,450人× <sup>82</sup> / <sub>100</sub> ×500円
2.過 年 度 員 担 金	1.過 年 度 員 担 金	70,000	3,000	△67,000	前年度特定商工業者6人×500円
		70,000	3,000	△67,000	

3.補填金	1.補填金	200,000	201,500	1,500	特定商工業者名簿、広報特集号頒布費
合	計	850,000	801,500	48,500	

支出の部

款	項	本年度 予算額	本年度 決算額	過不足 △印	備考
1.給与費	1.俸給	310,200	292,988	△ 17,212	専任給 月13,000円×11月分=143,000円 月5,700円×2月分=11,400円 (出勤給 月7,500円×10月分=75,000円) 家族手当(専任分)外諸手当
	2.諸給	19,200	18,588	△ 612	家族手当(専任分)外諸手当
	3.費与	45,000	45,000	0	俸給月額220% 45,000円
2.事務局費	1.施設管理費	81,439	57,399	△ 24,040	第5款退職給与積立金へ流用額2,440円
	2.什器備品借料	20,400	10,400	△ 10,000	石炭代1トソ 10,400円
	3.消耗品費	27,000	27,000	0	1. 電話機 50,000円×1 2. 椅子 7,000円×1 3. 椅子 3,000円×1 4. 戸転車 8,000円×1 5. 自転車 15,000円×1 6. 暖房機 7,000円×1 以上購入額の1/5
3.事業費	1.印刷費	425,200	415,900	△ 9,300	1. 諸用紙原紙類 10,500円 2. 封筒 4,500円 3. 筆墨その他文具類 4,999円
	2.通信費	26,000	25,700	△ 300	1. 取引紹介用紙 2円×1,000枚=2,000円 2. 解説書依頼状 12円×1,500枚=18,000円 3. 督促依頼状 3円×400枚=1,200円 4. 調査用紙 3円×1,500枚=4,500円
	3.交通費	39,200	30,200	△ 9,000	1. 郵便料 台帳記入依頼状返戻用 10円×2×200通=4,000円 取引紹介切手 10円×800枚=8,000円 督促ハガキ 5円×400枚=2,000円
	4.広報費	348,000	348,000	0	2. 電話料 市外電話料 30円×120回=3,600円 市内電話料7円×150通話×12月=12,600円 月500円2人×12月=12,000円 1. 特定商工業者名簿頒布美費 400円×600人=240,000円 2. 特定商工業向け特集号頒布美費 30円×600人×6=108,000円
4.福利厚生費	1.福利厚生費	12,661	12,273	△ 388	1. 健康保険料俸給の $\frac{63}{1,000} \times \frac{1}{2} = 7,226$ 円 2. 厚生年金料金 $\frac{1,000}{30} \times \frac{1}{2} = 3,441$ 円 3. 失業保険料 $\frac{1,000}{14} \times \frac{1}{2} = 1,606$ 円

工具と鋼材



アラマキ

Miya Jimacho Utsunomiya

TEL. (2) 3.726.6.021・ 2.958

### 事務局だより

- 六 月
- 一日 発明相談開催 第三会議室 九時～五時 堀田先生
  - 二日 商業部会議員懇談会 十時 第三会議室  
無料法律相談開催 第三会議室 一時～四時
  - 三日 第13回計算尺技能検定試験施行 九時 宇都宮工業高等学校
  - 四日 当所70周年記念事業常任準備委員会 二時 第三会議室
  - 五日 工場経営者懇談会 第三会議室 五時 出席者18名
  - 五日 栃木県商工会議所連合会事務局局長会議 十時 第三会議室
  - 五日 計量試買調査打合会 一時 第三会議室 出席者20名
  - 六日 当所常議員懇談会 十一時 第三会議室
  - 七日 埼玉県与野商工会議所役員鈴木栄一氏外7名当市商店街視察に来所
  - 八日 東北自動車道建設促進栃木県期成同盟幹事会 二時 知事応接室 小川部長出席
  - 九日 勤労青少年教育に関する懇談会 九時 くらかみ荘 藤生専務理事出席

合	5.退職給与積立金	20,500	22,940	2,440	不足額2,440円事務局費より流用
	1.退職給与積立金	20,500	22,940	2,440	俸給の10%
	計	850,000	801,500	△ 48,500	

- 九日 宇都宮目立加工協組創立総会 一時 木材会館 藤生専務理事出席
- 十日 第16回簿記検定試験施行 九時 宇都宮商業高等学校
- 十一日 技能検定試験講習会開催 一時 第一会議室 講師 栃木県職業訓練課・宇賀伸技能検定係長
- 十二日 中小企業金融懇談会 一時 くらかみ荘 藤生専務理事出席
- 十三日 宇都宮市中小企業互助会融資審査会 十時 第三会議室
- 十三日 宇都宮市中央商店街婦人学級第一回講習会開催 一時 第一会議室 講師 藤生専務理事
- 十四日 発明講演会並に映画鑑賞会開催 一時 栃木会館 講師 日本科学技術庁計画局調査官 井上超夫氏
- 十五日 宇都宮工業地区工場適地調査委員会開催 一時 市役所会議室 藤生専務理事出席
- 十五日 山形商工会議所役員15名当市商店街視察に来所
- 十八日 宇都宮市中小工業機械設備資金融資審査会 十時 第三会議室
- 十九日 宇都宮市中小商工業施設改善資金融資審査会 十時 第三会議室
- 二十日 甲府商店街連盟役員21名当市商店街視察に来所
- 二十日 福島商店街役員30名当市商店街視察に来所
- 廿二日 商業小売部会開催 一時 第三会議室 出席者20名
- 廿二日 商業卸部会開催 三時 第三会議室 出席者15名
- 昭和三十七年度第一回中小商業店舗改造資金融資審査会 十時 県商工労働部長室
- 廿四日 第45回珠算能力検定試験施行 九時 宇都宮市旭中学校
- 廿五日 宇都宮青年会議所定期総会 三時 第一会議室 出席者40名
- 廿六日 東北自動車道促進委員打合会 二時 図書室
- 廿七日 柏崎商店街役員9名当市商店街視察に来所
- 廿七日 宇都宮市中小企業互助会融資審査会 十時 第三会議室
- 廿八日 茨城・栃木両県商工会議所会頭会議開催 一時
- 廿九日 塩原東京ホテル 出席者50名

- 三日 栃木県新生活推進協議会常任委員会 十時 自民会館 藤生専務理事出席
- 五日 藤生専務理事中小企業労務管理近代化推進委員に委嘱さる。
- 六日 発明相談開催 九時～五時 第三会議室 堀田先生 無料法律相談開催 第三会議室
- 七日 日本大学法学会無料法律相談開催 第一会議室
- 九日 関東商工会議所連合会幹事会 十一時 東商会議室 藤生専務理事出席
- 十一日 栃木県商工会議所連合会定例事務局長会議 十時 第三会議室
- 十二日 宇都宮市中小企業互助会融資審査会 十時 第三会議室
- 十四日 栃木県交通対策協議会幹事会 十時 くらかみ荘 藤生専務理事出席
- 十六日 宇都宮発明協会定期総会 一時 第三会議室
- 宇都宮計量普及協会定期総会 三時 第三会議室
- 栃木県社会教育委員に藤生専務理事再委嘱さる。
- 十七日 宇都宮市中小商工業施設改善資金融資審査会 十時 第三会議室
- 栃木県商工会議所連合会臨時事務局局長会議 二時 第三会議室
- 十八日 日商第89回常議員会 二時 日商会員談話室 藤生専務理事出席
- 十九日 宇都宮商工会議所監事会 十一時 第三会議室
- 夏まつり協力委員会 二時 第一会議室 出席者55名
- 廿一日 商業卸部会 二時 第三会議室
- 廿二日 NHK「そろばん教室」公開録音 十時 宇都宮市旭中学校 講師 東京学芸大学 稲垣儀一氏
- 廿四日 経済講演会 二時 第一会議室  
「これからどうなる日本の経済」講師 日本経済新聞経済部長 中川 順氏 聴講者50名
- 国鉄生活協同組合と地元商工団体の商業対策協議会 一時 第三会議室
- 廿五日 栃木県食料品商業協同組合総代会 十一時 第一会議室
- 宇都宮市中小企業互助会融資審査会 十時 第三会議室
- 廿六日 当所常議員会 一時 第三会議室  
当所通常議員総会 二時三〇分 当所二階ホール 出席者50名
- 廿七日 高崎鉄道管理局主催、貨物モニター懇談会 二時 金谷ホテル 藤生専務理事出席
- 廿八日 商業活動調整協議会委員会 十時 第三会議室
- 三十日 夏まつり大売出し打合せ 二時 第三会議室

優良百貨の  
お買物は…



うつのみや  
世襲  
TEL (2) 5401

当所新規会員の御紹介

(敬称省略)

業種	住	所	氏名
螺子製作	市内東	町野の二	(株)宇都宮螺子製作所
鮮魚雑貨	〃	氷室町一六四	(有) 関谷商店
工業薬品	〃	雀宮町 三九	(有) 吉田商店
染料油剤	〃	今泉町七ノ、七二	岡 川 定 男
紙器	〃	〃	〃
古材木	〃	築瀬町セノ八三	(有) 鈴木藤一郎商店
フードセンター	〃	〃	(有) フードセンターよしなが
飲食	〃	今小路町 天	(有) たぬき食堂
洋品	〃	日野町 言	(有) 飯野俊一商店
(米、穀)	〃	旭町一の三、五四	阿久津三郎
不動産	〃	池上町三〇〇	昭和商事(株)不動産部
飲食(そば)	〃	江野町三二七	(有) 井筒屋
テント製造	〃	旭町二ノ三、四三	小野産業(株)
菓子食品販	〃	戸祭町二〇三	江崎グリコ(株)
食料品製造	〃	〃 一八六	北関東営業所 藤野食品
石材	〃	大黒町一六五	(有) 倉田石材店
湯	〃	大寛町二、四	(有) めいの湯
金属屑	〃	戸祭町一七三	安納晃郎
鮮魚	〃	蓬萊町一六四	杉山松之助
食鳥鶏卵	〃	本郷町二八六	(有) 鳥栄商店
広告宣伝	〃	築瀬町五ノ三七	(有) タイアップ社
パーマ	〃	桜馬場通り一ノ九	パリーパーマ 福垣幸子

## 中小企業金融公庫営業 案内

### ◆公庫の目的は

企業の発展に必要であつて、一般の金融機関が貸出しにくい設備資金や長期運転資金の融資を目的とします。

### ◆借入の方法は

代理貸付と直接貸付と二つの方法があります。

代理貸付は銀行その他の金融機関の窓口を通して直接融資する方法で、申込の受付から一切の業務を公庫に代つて代理店が致します。代理店は店頭で「中小企業金融公庫代理店」と表示してあります。直接貸付は鉱工業、その他の事業に公庫の本・支店の直接窓口を通して融資する方法です。

### ◆借入のできる企業は

製造業、鉱業、土石採取業、建設業、運送業、倉庫業、電気供給業、ガス供給業、印刷業、出版業、旅館業、物品販売業、運送取扱業、通運業、理容業、美容業、公衆浴場業、映画興行業の18業種です。(印は代理貸付)  
右の業種で資本金(出資金)が一千万円以下であるか従業員数が三〇〇人以下(鉱業は一、〇〇〇人以下、商業・サービス業は三〇〇人以下)のどちらかであれば利用できます。

### ◆その用途と限度は

設備と運転資金を一千万円まで融資します。  
設備資金は企業の近代化・合理化に役立つもの、運転資金は資金が不足で経営が不安定とか、設備の近代化にともない必要な場合等に融資します。

### ◆貸付の条件は

利率 年9分(日歩2銭4厘6毛)  
期間 設備資金(1年以上5年以内)  
運転資金(1年以上3年以内)  
償還方法 通常月賦償還(利息は後払い)  
必要によって1ヶ年以内の据置が認められます。

担保 工場の設備や機械・不動産等の資産、物件の範囲は広くみています。  
(既存物件のほか、新增設の設備機械も担保可能)

保証人 連帯保証人1名以上、信用保証協会の保証をつけることもできます。  
この場合全額保証ならば、担保・保証人は軽減または免除されることもあります。

### ◆小口貸付

百万円以下の借入の方は代理店の小口貸付を御利用下さい。融資条件もかなり緩和されており、簡易・迅速な借入ができます。

## 家庭用品品質表示法 十月一日より施行

本法は去る第四〇国会において成立をみ、十月一日より施行のこととなりましたが、これは家庭用品の品質に関する表示の適正化を図り、一般消費者の利益を保護する必要から制定せられたもので、関係業者にとつてきわめて重要な法律でありますからその全文を次に掲げてお知らせ致します。

### 家庭用品品質表示法

第1条 この法律は、家庭用品の品質に関する表示の適正化を図り、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

### (定義)

第2条 この法律で「家庭用品」とは、次に掲げる商品を含む。

一、一般消費者が通常生活の用に供する繊維製品、合成樹脂加工品、電気機械器具及び雑貨工業品のうち、一般消費者がその購入に際し品質を識別することが著しく困難であり、かつ、その品質を識別することが特に必要であると認められるものであって政令で定めるもの

二、前号の政令で定める繊維製品の原料又は材料たる繊維製品のうち、需要者がその購入に際し品質を識別することが著しく困難であり、かつ、同号の政令で定める繊維製品の品質に関する表示の適正化を図るにはその品質を識別することが特に必要であると認められるものであって政令で定めるもの

2 この法律で「製造業者」とは、家庭用品の製造又は加工の事業を行なう者をいい、「販売業者」とは、家庭用品の販売の事業を行なう者をいい、「表示業者」とは、製造

日光羊羹

各種羊羹製造

吉田屋羊羹店

宇都宮市西原町  
TEL (2) 3. 856

業者又は販売業者の委託を受けて家庭用品に次条の規定により告示された同条第1号に掲げる事項を表示する事業を行なう者をいう。

(表示の標準)

第3条 通商産業大臣は、家庭用品の品質に関する表示の適正化を図るため、家庭用品ごとに、次に掲げる事項につき表示の標準となるべき事項を定め、これを告示するものとする。

一、成分、性能、用途、貯法その他品質に関し表示すべき事項

二、表示の方法その他前号に掲げる事項の表示に際して製造業者、販売業者又は表示業者が遵守すべき事項

(指示等)

第4条 通商産業大臣は、前条の規定により告示された同条第1号に掲げる事項(以下「表示事項」という。)を表示せず、又は同条の規定により告示された同条第2号に掲げる事項(以下「遵守事項」という。)を遵守しない製造業者、販売業者又は表示業者があるときは、当該製造業者、販売業者又は表示業者に対して、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができらる。

2 通商産業大臣は、前項の指示に従わない製造業者、販売業者又は表示業者があるときは、その旨を公表することができらる。

(表示に関する命令)

第5条 通商産業大臣は、家庭用品の品質に関する表示の適正化を図るため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、通商産業省令で、製造業者、販売業者又は表示業者に対し、当該家庭用品に係る表示事項について表示をする場合には、当該表示事項に係る遵守事項に従ってすべきことを命ずることができらる。

第6条 通商産業大臣は、生活必需品又はその原料若しくは材料たる家庭用品について、表示事項が表示されてい

ないものが広く販売されており、これを放置しては一般消費者の利益を著しく害すると認めるときは、政令で定めるところにより、通商産業省令で、製造業者又は販売業者に対し、当該家庭用品に係る表示事項を表示したものでなければ販売し、又は販売のために陳列してはならないことを命ずることができらる。

2 通商産業大臣は、前項の規定により命令をする場合には、当該表示事項に関し、現に前条の規定による場合を除き、あわせて同条の規定による命令をしなければならぬ。

第7条 通商産業大臣は、前条第1項に規定する場合においては、製造業者、販売業者又は表示業者によつては当該家庭用品に係る表示事項を適正に表示することが著しく困難であると認めるときは、政令で定めるところにより、通商産業省令で、製造業者又は販売業者に対し、当該家庭用品については、通商産業大臣が表示事項を表示したものでなければ販売し、又は販売のために陳列してはならないことを命ずることができらる。

第8条 前条の規定の適用については、家庭用品ごとに、通商産業大臣の認可を受けた者のした当該表示事項の表示は、同条の規定により通商産業大臣がしたものとみなす。

2 通商産業大臣は、前項の認可の申請をした者が、当該申請に係る家庭用品の品質を識別する能力があり、かつ、同項に規定する表示を公正に行なう者であると認めるときは、その者が次の各号の1に該当する場合を除き、同項の認可をしなければならぬ。

一、この法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

二、次項の規定により認可を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者

三、法人であつて、その業務を行なう役員のうち前2号の1に該当する者があるもの

3 通商産業大臣は、第1項の認可を受けた者がこの法律の規定に違反したとき、又は不正な手段により同項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。

4 第1項の認可を受けた者は、当該認可に係る家庭用品の品質を識別するには、通商産業省令で定める方法によらなければならない。

5 第1項の認可を受けた者は、当該認可に係る家庭用品について表示事項を表示する場合には、当該表示事項に係る遵守事項に従つてしなければならない。

(命令の変更又は取消し)

第9条 通商産業大臣は、第5条から第7条までの規定による命令をした後において、その命令をする要件となつた事実が変更し、又は消滅したと認めるときは、その命令を変更し、又は取り消さなければならない。

(通商産業大臣に対する申出)



おれは河原の

枯すゝき

おなじお前も

枯れすゝき

どうせ二人は

この世では

花の咲かない

枯れすゝき

菓銘宮都宇

### 集詩情雨

やとら町三条

第十条 何人も、家庭用品の品質に関する表示が適正に行なわれていないため一般消費者の利益が害されていると認めるときは、通商産業大臣に対して、その旨を申し出て、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

2 通商産業大臣は、前項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行ない、その申出の内容が事実であると認めるときは、第三条から第七条までに規定する措置その他適当な措置をとらなければならない。

(家庭用品品質表示審議会)

第十一条 通商産業省に、家庭用品品質表示審議会を置く。

第十二条 家庭用品品質表示審議会（以下「審議会」という。）は、通商産業大臣の諮問に応じ、家庭用品の品質に関する表示の適正化に関する重要事項を調査審議する。

2 通商産業大臣は、第三条の規定により表示の標準となるべき事項を定め、又は第五条から第七条までの規定による命令をしようとするときは、審議会に諮問しなければならない。

第十三条 審議会は、委員三十人以内で組織する。

第十四条 委員は、学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

2 通商産業大臣は、委員のうち一人を会長として指名し、会務を総理させる。

第十五条 委員の任期は、二年とする。

第十六条 委員は、非常勤とする。

第十七条 前六条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、通商産業省で定める。

(手数料)

第十八条 通商産業大臣に第七条の規定による表示をすることを求めようとする者は、同条の規定による命令に係る家庭用品の価格の百分の一をこえない範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。

2 第八条第一項の認可を申請する者は、一万円をこえない範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。

(報告及び立入検査)

第十九条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、製造業者、販売業者若しくは表示業者から報告を徴し、又はその職員にこれらの者の工場、事業場、店舗、営業所、事務所若しくは倉庫に立ち入り、家庭用品、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(権限の委任)

第二十条 この法律の規定により通商産業大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、通商産業局長

味の素 調味料

化学 雪印 北海道 バター

は ソーセージム

鯨大和寮

宇都宮市大工町448

株式会社 箕輪商店

取締役社長 箕輪忠次郎

TEL (2) 2310・2410・3733

又は都道府県知事に行なわせることができる。

(罰則)

第二十一条 第五条から第七条までの規定による命令又は第八条第五項の規定に違反した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第二十二条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一、第八条第四項の規定に違反した者

二、第十九条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三、第十九条の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(罰罰規定)

第二十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

附 則

一 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

二 繊維製品品質表示法（昭和三十年法律第一六六号）は廃止する。

三、通商産業大臣は、旧繊維製品品質表示法第七条の規定により繊維製品品質表示審議会に諮問した事項については、この法律の施行後一月間は、第十二条第二項の規定にかかわらず、家庭用品品質表示審議会に諮問することを要しない。

四 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

五 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二七五号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項の表中繊維製品品質表示審議会の項を削り、割賦販売審議会の項の次に次のように加える。

家庭用品品質 家庭用品品質に関する表示の適正化に  
表示審議会 関する重要事項を調査審議すること

理由

家庭用品の品質に関する表示の適正化を図り、一般消費者の利益を保護する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

宇都宮小売物価動向

(昭和37年7月)

宇都宮商工会議所

概況

七月十五日現在における宇都宮小売物価総平均は一〇五・八% (昭和三十五年11100) で前月に比し二・〇%下落した。これで本年四月より四カ月続落した。特に今月は野菜果実が出廻期に入り、三四・二%と大巾に値下りした。昨年七月より大巾に値上りしていた野菜類がどうやら値下り傾向となって来たほか、畜産食料品中の豚肉が品薄により五円高となり、先月東京の豚肉の値上りの後を追った。他の商品はおおむね弱保合となっている。

東京小売物価との比較

東京小売物価指数は一〇八・六%を示し、前月に比し〇・三%下落した。売行きが伸び悩み状態となっており、食料品を除いて下伸し傾向となった。今月宇都宮、東京間の値動きで目立ったのは野菜果実で、宇都宮は大巾値下りとなっているが、東京では入荷減により品薄となり値上りとなった。特に野菜類の「ねぎ」が宇都宮一キロ五〇円、東京一キロ八五円、「甘しょ」宇都宮一キロ二五円、東京一キロ四五円と値が大きくひらいた。商品別、類別の主な動きを見ると

民謡あられ

(株) 大丸製菓

代表取締役 鱒 淵 弘

宇都宮市大曾町二七九

電話 (2) 二、八三七



【食料品】 宇都宮二・五%安。野菜果実が出廻期に入り「大根」、「ねぎ」等が大巾に値下りしたので前月に比し三四・二%安、他水産食料品「いか」の値上りにより、二・二%高、畜産食料品は豚肉の品薄による値上りにより五・四%高、菓子も三・七%高となった。他は保合。

○東京 〇・四%高。野菜果実が個々の値動きがあったが総体的には入荷減から六・八%高、水産食料品入荷増により七・六%安、畜産食料品は牛・豚肉が産地出荷控え傾向から鶏卵も減産による入荷薄から値上りとなり、二・八%高。嗜好品も緑茶不作による値上りにより〇・九%高。他は保合。

上記比較 宇都宮野菜果実値下り、東京値上り。水産食料品は宇都宮値上り、東京値下りとなった。嗜好品中の緑茶が東京で値上りになったので宇都宮への影響が考慮される。

【繊維品】 宇都宮保合。

○東京 一・〇%安、夏枯れに向い売りが急がみられ安となった。

上記比較 東京では七月に在庫調整のための安売りを始めている。宇都宮では保合であった。

【建築材料】 宇都宮一・二%安。畳表が原料の藁草が出廻期に入り値下りしたことによる。

○東京 〇・七%安。

【燃料灯火】 宇都宮一・七%安。れん炭が不需要期で値下りしたため。

○東京 二・〇%安。

【家庭用機械器具】 宇都宮保合。

○東京 〇・六%安。

【雑品】 宇都宮保合。

○東京 〇・四%安。

化粧品・装粧品・雑貨問屋



常陸屋商店

資社 合会

代表社員 笠間靖一期

宇都宮市大工町474

TEL (2) 4020・8408



## 宇都宮小売物価指数

37年7月 (昭和35年=100)

品目	総平均	食料品	内 訳								繊維品	建築材料	燃料灯火	家庭用機械器具	雑貨
			穀類粉製品	野菜果実	水産食品	畜産食品	調味料	加工食品	菓子	嗜好品					
指 数 37年7月	105.8	106.7	101.9	134.3	96.6	107.2	101.7	112.5	106.2	93.5	95.9	108.2	112.6	100.0	105.8
" 6月	107.8	109.2	101.9	168.5	94.4	101.8	101.7	112.5	102.5	93.5	95.9	109.4	114.3	100.0	105.8
前月比	- 2.0	- 2.5	0	- 34.2	+ 2.2	+ 5.4	0	0	+ 3.7	0	0	- 1.2	- 1.7	0	0

## 東京小売物価指数

(ウエート制)

品目	総平均	食料品	内 訳								繊維品	建築材料	燃料灯火	家庭用機械器具	雑貨
			穀類粉製品	野菜果実	水産食品	畜産食品	調味料	加工食品	菓子	嗜好品					
指 数 37年7月	108.6	114.0	103.5	195.1	131.6	108.0	107.5	132.2	104.5	97.5	99.1	113.5	109.0	96.0	109.6
" 6月	108.9	113.6	103.5	188.3	139.2	105.2	108.1	132.2	104.5	96.6	100.1	114.2	111.0	96.6	110.0
前月比	- 0.3	+ 0.4	0	+ 6.8	- 7.6	+ 2.8	- 0.6	0	0	+ 0.9	- 1.0	- 0.7	- 2.0	- 0.6	- 0.4

小売物価調査報告表

(昭和三十七年七月現在)

区分	品目	単位	価格	区分	品目	単位	価格	区分	品目	単位	価格	区分	品目	単位	価格			
穀類・粉製食品	うるち米(配給)	1 kg	83	野菜・果実	大根	1 kg	30	畜産食品	牛肉	100 g	65	加食料工品	竹輪	100 g	9			
	"(非配給)	"	85		キャベツ	"	30		豚肉	"	55		たくあん	"	7			
	"(外米)	"	63		ねぎ	"	50		牛乳	180cc 1本	14		菓	ビスケット	1包	100		
	"(準内地米)	"	74		玉ねぎ	"	30		鶏卵	100 g	22			キャラメル	1函	20		
	もち米	"	91		りんご	"	—		バター	1函	180			ドロップ	100 g	25		
	精麦	"	55		みか	"	—		調味料	醤油	1本			195	せんべい	"	25	
	小麦粉	"	55		水産食品	まぐろ	100 g			20	味噌		1 kg	86	嗜好品	清酒	1本	460
	小麦豆	100 g	12			さば	"			7	化学調味料		1かん	190		ビール	"	115
	食パン	"	10			いわし	"			—	砂糖		1 kg	140		焼酎	"	315
	干うどん	"	6			いか	"		6	食用油	1 l		180	ウイスキー		"	300	
野果	かんしょ	1 kg	25	菜実		塩干	"	40	加食料工品	豆腐	100 g	5	品	ジュース	"	300		
	ばれいしょ	"	30			煮干	"	30		油あげ	"	17		緑茶	100 g	40		
						のり	1帖(10枚)	100										

区分	品目	単位	価格	区分	品目	単位	価格	区分	品目	単位	価格	区分	品目	単位	価格	
嗜好品	紅茶	1かん	150	織品	作業服	1着	1,850	燃料	木炭	1俵	550	雑品	洗濯せつけん	1袋	450	
	たばこ(いこい)	1函	50		男子メリヤ	1枚	230		まき	1束	65		クリーム	1個	120	
織品	晒木綿	1m	24		男子ワイシャツ	"	800		石炭	1呎	170		新聞	1ヶ月	390	
	ボブリン	"	80		男子くつ下	1足	180		れん炭	1袋	270		男子革靴	1足	3,000	
	キャラコ	"	75		婦人くつ下	"	400		ガソリン	1 l	46		運動靴	"	300	
	ネル地	"	85		毛糸	500 g 1本	1,400		家庭用機械器具	テレビ	1台		52,000	げたた	"	380
	サージ	"	1,350		打綿	"	1,200			電気洗濯機	"		23,000	ちり紙	100枚	17
	オーバー地	"	—		建築材料	杉角材	1立方m			26,800	電球		1個	65	ノート	1冊
富士絹	"	350	杉板材			1平方m	181			自転車	1台		16,000	飯茶わん	1個	20
ナイロンサージ	"	220	セメント			1袋	380		ミシン	"	29,800		なべ	"	430	
男子背広服	1着	9,500	くぎ	100 g		7	時計	1個	4,500	マッチ	1袋(10箱)	35				
品	男子学生服	"	3,500	畳表	1枚	420	雑品	感冒薬	1箱(25錠)	130	鉛筆	1本	10			
				板ガラス	"	75		栄養剤	"(30錠)	220	フィルム	"	180			

中小企業相談所では経営指導員が、皆様のお店や工場等にお伺いし、金融・税務その他経営一般について皆様の御相談に応じております。経営改善のお役に立ちたいと思いますのでお気軽に御利用下さい。

宇都宮商工会議所中小企業相談所